

令和3年第13回栗原市教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和3年10月28日(木) 午後2時

2 招集場所 栗原市役所305会議室

3 出席委員

1番 笠間八十公 委員 2番 蘇武徳行 委員
3番 久我一仁 委員 4番 千葉みどり 委員

4 説明のため出席した者

教育長	佐藤新一
部長	白鳥嘉浩
次長	尾形寿美
次長	古山明宏
教育総務課長	菅原浩志
学校教育課長	菅原主税
学校教育課副参事	菅原博
社会教育課長	佐々木英則
文化財保護課長	千葉長彦
教育研究センター長	松田良幸
教育研究センター副参事	遠藤俊哉

5 本委員会の書記は次のとおりである

教育総務課長補佐 菅原正広

6 出席点呼・開会

午後3時

教育長 本日、教育長及び教育委員の過半数が出席しておりますので、直ちに会議を開きます。

7 教育委員会会議録の承認

教育長 それでは、3 教育委員会会議録の承認について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 (令和3年9月21日開催の令和3年第12回栗原市教育委員会定例会概要を説明)

教育長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、異議なしと認め、令和3年第12回教育委

員会定例会会議録は、承認することとします。

8 教育委員会会議録署名委員の指名

教育長 次に、4 教育委員会会議録署名委員の指名を行います。1番 笠間委員、2番 蘇武委員に会議録の署名をお願いします。

9 教育長報告

(1) 一般事務報告

教育長 次に、5 教育長報告を行います。

(1) 一般事務報告について、配布資料を御覧ください。

第12回教育委員会定例会後の主な対応事業について、9月14日から10月7日まで市議会定例会でありました。6日は北部管内教育長連絡会定例会が大崎市図書館で行われました。8日は市立学校長会議を開催しております。20日は宮城県都市教育長協議会教育長・総務主管課長会議が栗駒山麓ジオパークビジターセンターで行われました。なかなかこのような会議が持てなかったのですが、コロナ感染がなかったことから、この機会にウェブ会議でなく顔を合わせての会議といたしました。県内14の都市があるうち12の市に参加をしてもらい、ビジターセンターのPRを行っております。22日は東北都市教育長協議会第2回役員会があり、本来なら大館で行う予定でしたがコロナの影響ということでオンラインで行いました。26日に宮城県教育委員会協議会第2回教育長部会がありまして、県の教育長の方に人事に関する要望書を提出してきたところであります。県の教育委員会協議会の研修会が冬にありましたが、今年を行うことで予定しています。なぜ岩沼市になったかという、コロナが感染拡大したときに中止せざるを得なくなり、白萩ではキャンセル料が掛かり、岩沼市民会館はキャンセル料が掛からないことということであります。資料にはありませんが、27日に栗原市の中学生の国語弁論大会が志波姫中学校で行われました。各学校の代表が1人と、築館、若柳、栗駒は学級数が多いので各2人の10人参加で、弁論大会が行われました。SDGsから伝統芸能を繋ぐとか、それから、栗原の良さについて、修学旅行に行って感じたといった内容で、視聴していた生徒の聴く態度が素晴らしかったです。本当に、立派は聞く態度、話す態度で、とても良い弁論大会だったと観てきました。28日は本日の定例会となります。

2の児童・生徒及び教職員の状況ですが、別紙2をご覧ください。不登校の数が、中学校が増えてきていて、この時期で54人、3月末で60人だったので、それに近い人数になってきています。3年生が多いの

は毎年で、2年生の23人と多いのは一昨年の小学6年生の不登校が13人で多かったことが記憶にあるかと思いますが、その代の6年生が今の中学2年生です。担当に調べてもらい、当時、小学生の不登校が26人いて、そのうちの13人が6年生でした。そして、その6年生がいつから不登校になったのか遡って調べたら、5年生から不登校になったのは少なく、6年生になってから急に不登校になっている。その子たちが、中学校に進学し、不登校が解消されたのが3人くらいしかいない、あと1人は仙台に転校している。9人の子どもたちは、やっぱり中学1年生になっても不登校で、2年生になっても同じ状況です。中学校の不登校の数が、令和2年からずっと増えてきている状況が続いています。

問題行動関係は、小学校が発達障害等で多く出てきている状況です。何かございましたら、担当より説明いたします。

資料1ページに戻りましてその他ですが、虐待ということで、痛ましいというか、親にもっとしっかりしてほしいと思いました。また、万引きへの指導もあったということでした。

何かご質問はございませんか。

久我委員

先日のテレビ報道では、小中学生の自殺率が、コロナ禍で増加してきていて、今は、いじめが発覚しづらい状況になっているということが、原因のひとつではないかと言われています。栗原市の小中学校に関してもアンケート調査を実施していると思いますが、そのような状況下でアンケート調査等をこまめに行っていただきたい。数年前にもこの教育委員会の会議でお話ししましたが、無記名で実施したけれど、アンケートに書かれている内容で誰なのかが分かるとか、そのようなシステムではなく、学校単位で仕方が異なっているものですから、コロナでいじめが増えてきている中で、いじめを早期に学校が発見できるようなシステムというか、アンケート調査を実施していただきながら、栗原市から自死の子が出ないような取り組みをお願いいたします。

学校教育課副参事

いじめの認知については、学校の方に積極的に認知してもらうように話をしているところです。アンケート調査は、毎月定期的に必ず実施することに決まっていると思いますので、その中で確実に把握するように努めていきたいと思います。あとQUという学校の学級内での人間関係の様子を図るという調査がありまして、これの結果を集計しているところであり、そういったことも学級づくり等に活用してまいります。

古山次長

校長先生方の情報であったり、副参事のところに挙がってくる事故報告のなかで、少し増えてきているのがリストカットというか、自傷行為を普通は家で行ってきたものが、学校のなかでも行う子が出てきて、

ちょっと怖いなど言っていた校長先生がいましたので、校長会の中で情報共有してもらってはいますが、自死までつながる案件にしないようにしなければいけないと思います。

笠間委員

問題行動のお子さんで、4年生はみんな同じクラスなのでしょうか。

学校教育課副参事

はい、同じクラスです。

笠間委員

この間あるものを読んだとき、小学校3・4年生は大人の言うことより、子どもの仲間からの影響を受けやすいということで、もし同じクラスなのであればそうなのかなと思ったのですが、アメリカの大学の調査では、一人の問題行動の子どもがいると、その子が影響を及ぼすのが1.7パーセント増えるというので早い対処が必要で、そうでないと学級運営が難しくなって、クラスの学力が下がるというデータが出ているようですが、そういう意味で先生たちも大変だと思いますが、学力ということを考えますと、早急に対応が必要なのかなと感じました。

蘇武委員

授業抜け出しが81件の子どもがいますが、ほとんど毎日で、そのクラスの子どもたちは授業に集中できない状況だと思います。こういう子どもの発達障害を中学校まで引きずると、なかなか難しい問題になるのではないかと思うのですが、支援学校を進めるシステムとして就学指導委員会があると思いますが、データを基にさせていただいて、親に働きかけていってとか、治る子もいるとは思いますが、病院の先生に相談してみるとか、早めの対応をしていかないといけないと思う。また、しばらく私たちも学校訪問をしていないので、学校の状況が分からなくなってきているので、我々が学校を見に行くことによって、ある程度の緊張感を与えたりとか、先生方に対しても子どもたちに対しても、常に見られているというような状況を作っていければと思います。コロナも収まってきているので、是非、学校訪問を計画していただければと思います。

学校教育課副参事

2年生の児童については、6月ごろから抜け出し等の問題行動が出てきているということで、スクールカウンセラーの方と学校の方とで面談を重ねまして、11月に病院で受診する運びとなっております。そしてその結果を受けまして、就学指導委員会に諮って、この児童について今後どのような方法がふさわしいのか見極めていければと思います。このお子さんについては、このクラス1名だけが突出して抜け出しているということは、逆に言うと他の子どもたちはそれに引きずられていないということで、他の子どもたちに影響を受けないようにしっかり対処しているのかなと感じているところであります。

教育長

今、就学指導委員会の話がありましたけれど、就学指導委員会に上がってくる子供の数が、どんどん増えてきています。発達障害系もあり、将来、支援学級がいいとか、支援学校に通った方がいいとか、その候補

として挙がってきているのが、今年は138人でした。去年が百十何人で一昨年が百何人、その前が九十人台でした。先ほどお話しした子どもも、もっと早く病院の先生に診せたかったのですが、医者も混んでいるようで、やっと取れたのが11月でした。

教育長

他に何かございませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、(1) 一般事務報告を終わります。

(2) 専決処分報告

教育長

報告第15号、専決処分の報告について(栗原市教育委員会会計年度任用職員の人事)について、内容の説明を求めます。

教育総務課長

定例会資料の4ページをご覧ください。

報告第15号専決処分の報告について、であります。

栗原市教育委員会会計年度任用職員の人事について、下記のとおり専決処分したので報告する。

本件につきましては、学校におけるコロナ感染対策をはじめ、児童生徒の心のケア等の増大している教諭の負担を軽減し、安全な学習環境を整備するため、スクールサポートスタッフを市内小中学校へ配置するため、会計年度任用職員、3人を任用することにつきまして、教育委員会にお諮りするいとまが無いことから、専決処分したものであります。

発令日、令和3年10月1日、任用期間、令和3年10月1日から令和4年3月31日まで、番号、所属、氏名の順で読み上げます。

1、一迫小学校、千葉樹郎、2、志波姫小学校、野村泰滋、3、栗原南中学校、飯田富夫、専決日、令和3年9月24日、令和3年10月28日提出、栗原市教育委員会教育長。

以上で説明を終わります。

教育長

説明が終わりました。何か、御質問ありませんか。

(なしの声あり)

教育長

御質問が無いようですので、報告15号を終わります。

教育長

報告第16号、専決処分の報告について(栗原市教育委員会会計年度任用職員の人事)について、内容の説明を求めます。

教育総務課長

定例会資料の5ページをご覧ください。

報告第16号専決処分の報告について、であります。

栗原市教育委員会会計年度任用職員の人事について、下記のとおり専決処分したので報告する。

本件につきましては、先ほどの報告第15号の理由と同様に、スクールサポートスタッフを市内小学校へ配置するため、会計年度任用職員、2人を任用することにつきまして、教育委員会にお諮りするいとま

が無いことから、専決処分したものであります。

発令日、令和3年10月13日、任用期間、令和3年10月13日から令和4年3月31日まで、番号、所属、氏名の順で読み上げます。

1、栗駒南小学校、諏訪悦子、2、鶯沢小学校、大場洋子、専決日、令和3年10月7日、令和3年10月28日提出、栗原市教育委員会教育長。

以上で説明を終わります。

10 議 事

教育長

次に、6議事に入ります。

日程1、議案第53号、栗原市教育委員会会計年度任用職員の人事については、人事に関する案件でありますので、秘密会として、御審議いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、日程1議案第53号は、秘密会議として審議します。

ここで、秘密会の取り扱いを終了いたします。

教育長

日程2議案第54号、栗原市教育情報セキュリティポリシーについて、事務局に説明を求めます。

学校教育課長

定例会資料の7ページをご覧ください。

議案第54号、栗原市教育情報セキュリティポリシーについて、栗原市教育情報セキュリティポリシーを次のように定める。令和3年10月28日提出、栗原市教育委員会教育長であります。

本件は、栗原市立小学校、中学校及び義務教育学校の児童、生徒、保護者の個人情報並びに学校運営上重要な情報などを取り扱う、学校情報ネットワークの情報を様々な脅威から防御するとともに、事務の安定的な運営を確保するため、栗原市教育情報セキュリティポリシーを定めるものであります。セキュリティポリシーの詳細な説明につきましては、教育研究センターの遠藤副参事が行います。

教育研究センター副参事

議案第54号、栗原市教育情報セキュリティポリシーの内容につきまして説明いたします。

本日お配りした資料により説明いたします。

なお、本日説明の中で、教育情報セキュリティポリシーについてはポリシーという言葉を使わせていただきます。また、制定に関する資料につきましても、資料の何ページというように説明させていただきます。

初めに、栗原市教育情報セキュリティポリシーで、ポリシーの目的について、資料2枚目をご覧ください。学校が取り扱う重要な情報を、漏洩をはじめとした様々な脅威から防ぐ、これとプライバシー並びに学

校事務の安定的な運営のために必要不可欠なものとして策定が求められてきておりました。文部科学省におきましては、平成29年に本ポリシーの策定の指針としてガイドラインを策定しております。また、今年5月にICT環境の変化に対応して改定を実施しております。この改定に合わせたということと、今年4月にGIGAスクール構想に伴いまして子どもたちのICT環境並びに学校の情報ネットワークが大幅に更新されましたので、本市におきましても教育情報セキュリティポリシーを策定することといたしました。ポリシーの基本的な考えとしましては、説明資料の右側、緑の枠の中にあります①から⑥、①では組織の体制、②ではアクセスリスクの対応、③攻撃リスクへの対応、④教育現場の実態、⑤教職員の意識醸成、⑥教職員の業務負担軽減と多様な学習を行っていくことということで、6つのポイントに分かれております。

説明資料の3枚目をご覧ください。これまで、文部科学省の方で行っておりますガイドラインの改定の過程について載せておきましたのでご覧いただければと思います。

4枚目をご覧ください。ポリシーの内容について説明いたします。初めに1番の組織体制についてです。ポリシーの14ページから16ページ、さらには18ページにかけて、組織体制を載せてあります。教育CISO、最高教育情報セキュリティ責任者を教育部長として、その下に教育CIO、統括教育情報セキュリティ責任者を配置、さらには教育情報システム管理者、教育情報セキュリティ責任者、教育情報システム担当者を配置するようなかたちになっております。ここまですべて教育委員会で構成しております。学校側は、学校CIO、こちらは校長になります。学校教育情報セキュリティ管理者となります。さらに学校教育情報セキュリティ担当者を教頭とすること、端末管理者を校長の任命による教諭で組織し教育委員会と学校が連携しながらセキュリティ対策の推進と管理を行っていくことと定めております。そちらの事を図で表したのが、こちらの表となります。

また資料5枚目をご覧ください。本ポリシーを統一的行っていくため教育情報セキュリティ委員会を設置することとして、セキュリティポリシーの内容等の見直しを図っていくこととしております。教育情報セキュリティ委員会は教育CISO、教育部長からはじまりまして、教育部次長、学校の校長がこちらの方になります。なお、教育委員会の方から学校教育課が事務局としてこの委員会の運営を行っていきます。

次に説明資料の6枚目をご覧ください。こちらの方からは、実際にどのような対応をしていくかが載っております。一つ目ですが、アクセス

リスクへの対応についてです。アクセスリスクへの対応については、三つの観点から対策を行っていくこととしております。

一つ目が、学校が保有する重要性の高い情報に対するセキュリティ強化です。これは、例えば学習指導要領などきわめて重要な情報と、児童生徒が日常的に使う学習系を物理的に分離することが定められています。ポリシーの32ページ(11)及び22ページの(6)においてアクセス権の管理と重要な情報の保管場所を定めております。

二つ目が、学校単位で重要性が高い情報を管理するリスクの低減についてです。これは、これまで学校単位でサーバを設置していたものを、教育委員会で一元管理することでリスクを低減させていくことを目的としております。ポリシーの24ページの6.1から26ページの6.4にかけて定めております。内容的には、ホーム系サーバ等の一元管理から大規模災害への対応までを規定した内容となっております。

三つ目として、教職員による人的な重要性が高い情報漏洩リスクの最小化についてになります。こちらの方は、例年、新聞等で話題になりますが、教員のUSBの紛失等が起きないようにする対応になっております。ポリシーでは、26ページの6.4から27ページの7.1の(2)で定めております。USBを持ち出す際の対応の仕方などが書かれております。以上がアクセスリスクへの対応となります。

次のページになります。続いて、攻撃リスクへの対応についてになります。ここからは、外部からのサーバ等への攻撃に対応するための対策が定められております。

一つ目が、標的型及び不特定多数を対象とした攻撃等による脅威への対応ということで、例えば、メールと一緒に不正プログラムが送りつけられる、サーバが感染するなどに対しての対策であります。ポリシーでは37ページ及び38ページに、不正プログラム対策と不正アクセス対策の二つが定めております。

次に、現場の実態を踏まえた情報セキュリティ対策についてです。ここでは個人情報活用のルールを明確化するなど情報セキュリティ徹底について定めております。ポリシー27ページ7.1から定められております。さらに教職員の意識の醸成について、ポリシー29ページの7.6、ここからは研修及び訓練の実施について定められております。

説明資料8枚目をご覧ください。こちらの方には、6つ目のポイントとして、業務負担軽減と多様な学習の実現について書かれております。こちらの方は、今回の改定で新たにポリシーの方に設けられた内容です。教職員の働き方改革並びに子どもたちのGIGAスクールに対応した多様な学びを実現していくために必要なこととなっております。教員の業務負担軽減については、ポリシー39ページ、9.1からと4

1 ページに載せてあります。ここでは学校業務の負担軽減のためこれまで学校において実施してきたネットワークの管理を教育委員会で一元的に実施することを定めております。さらに、このネットワークを常時監視するとともに、その際に外部委託のありかたについても定めております。また、G I G A スクール構想実現に伴ったタブレット端末が児童生徒に一人一台配布されたことに伴う、児童生徒への情報セキュリティの指導及び ID、パスワード等の管理の仕方についても制定してあります。こちらの方は指導中も含めて、栗原市として統一して行えるように制定しており、ポリシー 4 2 ページ、1 1. 2 のところに書かれております。

以上、6 つのポイントから説明をさせていただきました。このポリシーですが、この他にも、情報資産の運営の仕方、コンピューターなどのネットワークの管理等を定めることで、様々なリスクへ対応していくかたちです。しかし、国のガイドラインの中でも示されていますが、ポリシーの 1 6 ページからの対策基準が、社会の情勢の変化並びにネットワーク環境整備の変化に伴って随時改定していくこととなっております。市内においても、環境等が変わった際には、機敏に対応して改定を行っていくかたちになります。また、こちらの対策基準についてですが、市内のネットワークを重要な部分を全て載せてあります。そのため、栗原市の情報セキュリティポリシーもホームページ等では公開しないようになっております。なので、こちらの教育情報セキュリティポリシーにおきましても対策基準については、ホームページ等では公開しないようなかたちを現在考えております。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

説明が終わりました。何か、御質問ありませんか。

蘇武委員

私も教員時代に、パソコンの電源を入れると出勤したとか、監視をされていたが、このシステムは、栗原市の教育委員会で、教員のパソコンをすべて監視しているということでしょうか。

教育研究センター副参事

こちらの対象範囲が、子どもたちの使っているアイパッドが中心で、こちらは常に電源が入っていますので、電源が入ったから出勤したとかの監視ではありません。常に使えるような状況ではありますが、リスクへの対応として常に監視していることは確かです。外からの攻撃が起きないかとかを常に監視している状況です。

蘇武委員

3 4 ページの (2 1) で、「教育 C I O は、教職員等のウェブ利用について、明らかに業務に関係のないサイトを閲覧していることを発見した場合は、学校 C I O に通知し適切な措置を求めなければならない。」とありますが、例えば、先生がユーチューブを見ていたとなれば、見て

いることがそちらで分かって、目的外だと分かってだめだということになるのですよね。そういうことも将来出てくるのですよね。

教育研究センター副参事 教職員の方については、市の市政情報課が関わって、そのようになっています。子どもたちについては、ユーチューブは使えないようになっていますので、子どもたちと教職員とでは、若干扱いが違いはありますが、基本的には、何を使っているのかは分かっています。

笠間委員 教育委員会としては、何処か特別な部屋とかで専任の方が見ているのでしょうか。どのようなシステムなのでしょうか。

学校教育課長 実際には、画面のようなものがあってずっと見ているというわけではありません。管理は、教育委員会にサーバを置いてあり、使用状況とかを監視している状況です。誰がどのように使用したかというような、ログ管理はすべてサーバで行っているため、何かあった際にはログの記録を確認するといった状況になります。ずっと画面を見て監視することではありません。

教育長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

教育長 御質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教育長 御異議なしと認め、日程2議案第54号栗原市教育情報セキュリティポリシーについては、原案のとおり可決いたします。

教育長 日程2、議案第55号、栗原市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局に内容の説明を求めます。

教育総務課長 定例会資料の54ページをご覧ください。

議案第55号、栗原市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について、栗原市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。令和3年10月28日提出、栗原市教育委員会教育長、であります。

本件につきましては、令和3年9月議会定例会において、栗原市奨学資金貸与条例の一部改正により、栗原市奨学金と他の機関が運営する奨学金との併用利用を可能としたこと、などに伴い、栗原市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正するものであります。

55ページから67ページまでが改正文となりますが、説明につきましては、新旧対照表で行わせていただきますので、68ページをご覧ください。

新旧対照表の右側半分が、現行の規則、左側半分が改正案を表示しており、改正する箇所をそれぞれ赤書きで表示しております。

まず、第5条の改正につきましては、表中の「被貸与決定者が未成年の場合」の人数欄に、区切り線を追加するものであります。

次に、第6条第1項の改正は、奨学資金貸与条例の第8条第2項で「誓約書は、保証人が署名した誓約書でなければならない」と規定していることから、現行の誓約書（様式第4号）中に保証人の署名を追加することとするため、現行の「栗原市奨学資金貸与に係る保証人届出書（様式第5号）」を削るとともに、第6条第3項以下にあります様式の番号を繰り上げする改正を行うものであります。そのため、第6条のカッコ書きの見出しでは、「保証人届出書及び」の表現を削ることとしております。

次に、69ページの同じく第6条の第4項の改正は、新たに項を追加するものであり、その理由につきましては、貸与期間内に、決定を受けた借用金額まで借り入れしなかった場合など、借用証書の内容に変更が生じる場合があり、その際には、借用証書自体も変更する必要があることから、貸与期間の満了又は貸与の取消し後、速やかに変更の借用証書を提出する規定を追加するものであります。

次に、第9条第1項の改正は、上限を10年とする償還期間内であれば、繰り上げ償還だけでなく、借用証書提出時に予定していた償還期間を繰り下げして償還することも可能であることから、申請書の名称を「繰上償還申請書」から「償還方法変更申請書」に改め、様式第12号の改正も行うものであります。

次に、同じく第9条の2項の改正は、第1項の改正により、可否の決定や通知の名称を「償還方法変更」に改めるものであります。また、同じく第9条のカッコ書きの見出しの改正についても、同様の理由であります。

次に、第10条第3項の改正は、新たに項を追加するもので、その理由につきましては、償還猶予された期間は、当然、償還期間に算入しないという旨を、明文化するものであります。

次に、70ページの第12条第1項第2号の改正につきましては、貸与申請書には、本籍の記載も求めており、手続き後に本籍の変更があった場合にも、変更の届出を求めるため、変更届の要件に、本籍の変更を加える改正を行うものであります。

71ページからは、様式の改正となります。

まず、様式第1号では、これまでの申請書では、「奨学資金」という名称を用いておりましたが、他の届出書類では、「奨学金」という言葉を用いていることから、名称の統一化を図るために改めるものであります。また、申請者等、本人の意思による署名により、申請の意思を担保できることから、行政手続の負担軽減等を目的とした、国の押印見直しの取組みに合わせ、認印の押印を廃止するなどの改正を行うとともに、次ページの裏面では、他の奨学金を受けているかどうかの確認欄を、

併用利用することを可能とした条例改正により、削除するものであります。

次に、72ページは、様式第1号の奨学金貸与申請書の裏面であります。こちらでは、現行の様式では「他の奨学金」に関して、借り受けの有無や、借り受けする場合の状況などの記載を求めておりましたが、他の奨学金との併用を可能とする条例改正を行ったことから、改正案では、他の奨学金の項を削除するものであります。

次に、73ページの様式第4号及び74ページの様式第5号は、第6条の改正による誓約書や保証人届出書の様式の改正及び削除を行うものであります。

次に、75ページの改正案の様式第5号の借用証書につきましては、第6条の規定により、貸与決定後、速やかに誓約書と併せて提出いただくこととしているため、借用証書の文言を、「貸与を受けました」から「借用いたします」に変更するとともに、奨学生等の住所の記載で、本人確認が可能であることから「本籍」の記載を削除し、次ページの裏面では、裏面償還明細書の項目順番を改めるなどの改正を行うものであります。

次に、77ページの改正案の様式第6号は、第6条の改正により、保証人届出書を削除したための文言を改めるほか、本籍の記載の削除や連帯保証人の電話番号、奨学生等との続柄を追加するものであります。

次に、78ページ及び79ページの改正案の様式第7号は、第6条の改正により新たに変更の借用証書の様式を追加するものであります。

次に、80ページの様式第8号から83ページの様式第11号につきましては、様式中の文言整理や押印を削除するなどの改正を行うものであります。

次に、84ページの様式第12号及び85ページの様式第13号は、第9条の改正により、繰上償還を償還方法変更に変更することなどによる、様式中の所要の改正を行うものであります。

次に、86ページの様式第14号は、押印を削除する改正であります。

次に、87ページの様式第15号は、償還猶予可否決定通知書であるため、文書中の「繰上償還」を「償還猶予」に、また、「償還を猶予する場合」を「償還猶予を認める場合」に改めるものであります。更に、償還猶予された期間においては、償還期間に含まれないことから、猶予後の償還期間を明記させるため「償還猶予の決定時における償還期間」を追加するものであります。

次に、88ページの様式第16号及び89ページの様式第18号につきましては、押印の削除や文言整理による改正であります。

以上が、奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の説明と

なります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

蘇武委員

「償還方法の変更」とありますが、76ページを見ますと、償還方法と償還期間があります。償還方法の変更としてしまうと、方法だけの変更となってしまう、期間の変更の事とはとらえられないと思うので、「償還変更」としてはどうでしょうか。そうすれば、「方法」も「期間」もどちらも含まれるのではないのでしょうか。

教育長

そのことについては、担当で確認させていただいて、承認することで御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

教育長

御異議なしと認め、日程2、議案第55号、栗原市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたします。

教育長

次に、7その他に入ります。

事務局から報告があります。第13回山崎武司杯少年野球選抜大会について、若柳公民館の開館について、大山日出男セクステットジャズコンサート2021 in くりはらの開催についての、3件について。

社会教育課長

それでは、定例会資料90ページをご覧ください。

第13回 山崎武司杯 少年野球選抜大会についてであります。本年度は、11月3日水曜日、文化の日に、山崎武司球場(栗駒野球場)及び隣接するサンスポーツランド栗駒を会場に開催いたします。参加チームにつきましては、くりはら選抜を含め、県内各地区の選抜チーム10チームで調整しておりましたが、最終的に全部で9チームの参加となりました。当日は午後になりますが、大会名誉会長である山崎武司氏が会場においでいただく予定となっております。

次に、定例会資料91ページをご覧ください。

若柳公民館の開館についてであります。ドリームパル西側に建設を行っておりました若柳公民館が完成し、12月1日に開館いたします。新公民館の利用申請は、10月20日から受付を開始しております。なお、開館前日の11月30日に開館式典を開催する予定としており、教育委員の皆様にもご案内させていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。資料には、平面図と利用料金一覧を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、定例会資料92ページをご覧ください。

大山日出男セクステットジャズコンサート2021 in くりはらについてであります。例年、栗原市ドリームアンバサダーである大山日出男氏が率いるプロ演奏者の方々と市内小中高生がコラボを行う、ジャズコラボくりはらを開催しておりましたが、ステージ上で密が発生する

など、新型コロナウイルス感染症対策が難しいことから今年度は、ジャズコンサートとして12月19日(日曜)に、栗原文化会館を会場に開催いたします。コンサートは入場料は無料ですが、入場券を必要とします。入場券の配布は、市民限定とし、栗原市吹奏楽連盟に所属する小中高生に優先的に入場券を配布いたします。入場券は、栗原文化会館、ドリームパル、各総合支所で配布しますが、入場者数は、全体で定員の半分、500人限定とする予定です。

以上で社会教育課からの報告を終わります。

教育長
学校教育課長

次に、令和3年度 栗原市中学校 新人体育大会成績一覧表について、資料93ページをご覧ください。

令和3年度栗原市中学校新人体育大会成績一覧表でございます。バスケットボールからホッケーまでの成績一覧表となっております。成績の方はご覧のとおりとなっております。

教育長
教育総務課長

令和3年度 栗原市教育委員会関係行事について。

定例会資料の94ページをお開きください。

11月分の教育委員会関係行事であります。主な関係行事としては、11月3日(水曜日)には、山崎武司杯少年野球選抜大会が、10日(水曜日)は、県中学校 国語弁論大会が、30日(火曜日)は、若柳公民館開館式典など、以外、ご覧のような行事が予定されております。

説明は、以上となります。

教育長

説明が終わりました。

御質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、7その他を終わります。

1.1 次回教育委員会の開催日程

教育長

次回教育委員会の日程についてお諮りします。

11月25日(木曜日)、午後3時からとしては、いかがですか。

(異議なしの声あり)

それでは、次回定例会は、11月25日(木曜日)、午後3時からの開催とさせていただきます。

1.2 閉会

教育長

以上を持ちまして、令和3年第13回栗原市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後3時10分

1.3 本委員会の議決の次第は、次のとおりである。

- 日程 1 議案第53号 栗原市教育委員会会計年度任用職員の人事について
- 日程 2 議案第54号 栗原市教育情報セキュリティポリシーについて
- 日程 3 議案第55号 栗原市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について

この会議録は、書記が作成したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和3年11月25日

会議録署名委員 _____

〃 _____